

登記手続案内 ご利用上の注意点

- 1回のご利用は**20分以内**とさせていただきます。

お待ちの方がいらっしゃいますので、ご了承ください。

- 事前予約**が必要です(裏面をご覧ください。)

- 申請資格**のない方はご利用いただけません。

申請人ご本人(その親族、法人の従業員)に限ります。

- 申請書は**ご自身**で作成していただきます。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどして確認してください。

- 手続案内は、**提出前の事前審査ではありません**。

申請前に書類に不備がないか審査することはできません。

申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。

- 申請の前提となる**法律行為等に関する助言はできません**。

- 登記申請書の様式や作成方法は、**法務局ホームページ**でもご案内しています。

ご利用いただける方は、必ず事前にご覧ください。

不動産 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>

商業・法人 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html



ご利用ください！ ウェブ会議による登記手続案内

～ご利用の流れ～

- ① インターネットの「法務局手続案内予約サービス」で予約(裏面参照)
- ② 法務局から、ウェブ会議招待メールをお送りします。
- ③ 予約日時になりましたら、ウェブ会議招待メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加してください。

なお、1回のご利用時間は20分以内です。

- ウェブ登記手続案内のご利用には、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。
- ウェブ手続案内の利用に係る通信料は、利用者のご負担となります。
- スマートフォン又はタブレットを利用する場合、Cisco Webex Meetings(無料版)アプリが必要となりますので、あらかじめインストールしてください。





登記手続案内の予約先

● ウェブ会議による手続案内

県内全域の不動産と会社・法人

▶ 法務局手続案内予約サービス (24時間受付)

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/reserve/offerList_initDisplay



● 鳥取地方法務局

鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡(八頭・若桜・智頭町)の不動産と県内全域の会社・法人

▶ 0857-22-2293 (平日9時~17時)

● 倉吉支局 (手続案内の実施は火・水・木曜日のみ)

倉吉市、東伯郡(三朝・湯梨浜・北栄・琴浦町)の不動産

▶ 0858-22-4108 (平日9時~17時)

● 米子支局

米子市、境港市、西伯郡(大山・日吉津・南部・伯耆町)、日野郡(日野・江府・日南町)の不動産

▶ 0859-22-6162 (平日9時~17時)

登記申請書の作成及び申請は、
資格を持つ代理人に委任することができます。

抵当権抹消、相続、会社の設立や役員変更など

鳥取県司法書士会

ご相談は

0857-27-4165

<https://www.tottori-shihoshoshi.jp/>

土地の分筆、合筆、境界、建物の新築、増築など

鳥取県土地家屋調査士会

ご相談は

0857-22-7038

<https://www.tottori-chosashikai.com>